

秋田県告示第305号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
1 くろまぐろ（小型魚） （1） 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 40.7トン （2） 知事管理区分に配分する数量 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>38.7トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業	38.7トン	1 くろまぐろ（小型魚） （1） 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 26.8トン （2） 知事管理区分に配分する数量 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>25.4トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業	25.4トン
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業	38.7トン								
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業	25.4トン								
2 くろまぐろ（大型魚） （1） 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 41.8トン （2） 知事管理区分に配分する数量 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>39.7トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業	39.7トン	2 くろまぐろ（大型魚） （1） 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 31.4トン （2） 知事管理区分に配分する数量 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>29.8トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業	29.8トン
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業	39.7トン								
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業	29.8トン								